

日本国厚生労働省とカタール国最高保健評議会との間の医療及び保健の分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びカタール国最高保健評議会（以下「双方」という。）は、保健の分野において両国間の関係、友好及び協力を強化することの重要性を認識して、次のとおり確認した。

（１）協力の分野

双方は、次の保健の分野における協力を強化する機会を探求する。

- 1 医療保険の分野における日本の経験の活用を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するための医療への財政支出
- 2 先進的な治療、医薬品及び医療機器の供給
- 3 医療サービス従事者のための研修の提供による人材開発
- 4 双方の同意による保健分野におけるその他の協力

双方は、また、この覚書が予備的な及び見込まれる協力のため、一般的な原則と基本的な要素を定めることを目的としていることを認識した。

（２）この覚書の位置付け

この覚書は、保健の分野における双方間の今後の協力機会を探求する双方の意図を表明するものにすぎず、双方にいかなる権利又は義務を創設するものではない。

（３）修正

この覚書は、双方の書面による同意により修正することができる。当該修正は（４）１に記載するものと同様の手続により開始される。

（４）開始、期間及び終了

- 1 この覚書は、双方による署名の後、カタール側が外交上の経路を通じて、カタール側の国内手続が完了した旨を日本側に通告した日に開始される。
- 2 この覚書は、５年の期間存続する。この覚書は、一方が他方にこれを終了させる意思を６箇月前までに書面により通告しない限り、更に５年の期間自動的に延長される。
- 3 双方が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、この覚書の終了は、進行中の計画及び事業が完了するまではこれらに影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、双方から正当な委任を受けてこの覚書に署名した。

2015年2月20日に東京で、ひとしい価値を持つ日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国厚生労働省のために

カタール国最高保健評議会のために